資料１

八幡市環境審議会の概要について

１．環境審議会とは

環境審議会とは、八幡市付属機関の設置に関する条例に基づき、環境の保全に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する事務を行う市の機関です。

２．環境審議会委員の職務内容

①職務内容

八幡市の環境政策に関する計画について、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行って頂き、市長に答申する事務を担って頂くものです。

②任期

令和7年10月1日から令和10年9月30日（3年）

③審議時間

平日の昼間開催で、１回２時間程度

④報酬

審議会1回につき6,600円

⑤旅費の支給

費用弁償として支給

３．環境審議会において審議する計画
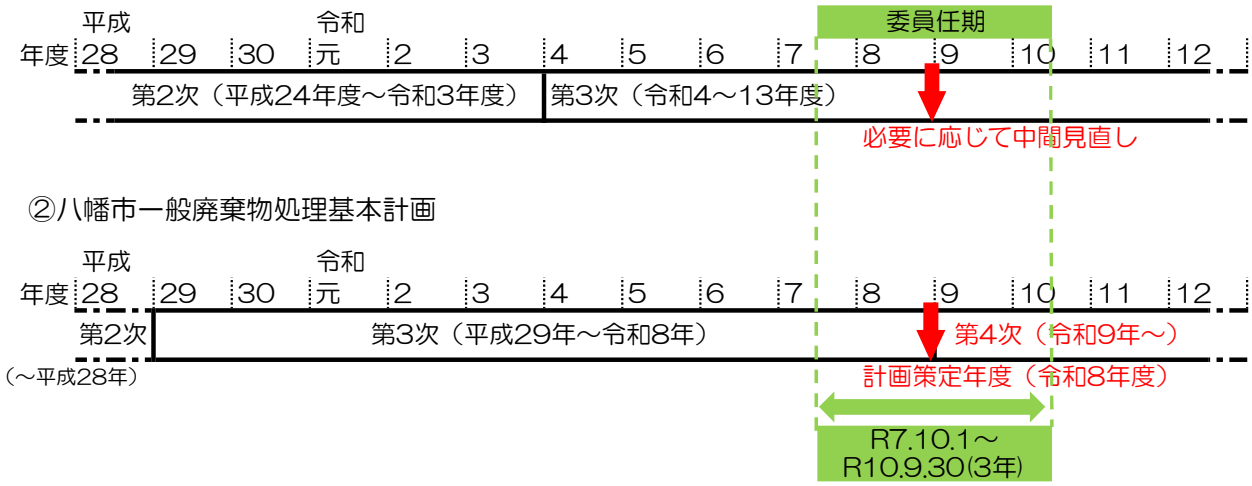
①八幡市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画区域施策編含む）